

建築主のみなさまへ

○建築物の工事には、工事監理者が必要です。

建築主は、建築物の規模等に応じて、工事監理者を定める必要があります。

工事監理は、工事が設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認するために必要です。

○工事中は、工事現場に確認済の表示が必要です。

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するとき、工事の施工者は、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板を掲示する必要があります。【建築基準法第89条】

建築基準法による確認済であることを示す表示をしなかった場合、建築基準法第103条第3号の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

※表示例

第六十八号様式（第十一条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）

	← 35cm以上 →	
↑ 25cm以上 ↓	建築基準法による確認済	
	確 認 年 月 日 番 号	〇〇年〇月〇〇日 第 〇〇〇 号
	確 認 済 証 交 付 者	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
	建 築 主 又 は	〇〇 〇〇
	築 造 主 氏 名	
	設 計 者 氏 名	〇〇△級建築士事務所 △級建築士 〇〇 〇〇
	工 事 監 理 者 氏 名	〇〇△級建築士事務所 △級建築士 〇〇 〇〇
	工 事 施 工 者 氏 名	株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇
	工 事 現 場 管 理 者 氏 名	株式会社〇〇建設 〇〇 〇〇
建 築 確 認 に 係 る		
	そ の 他 の 事 項	

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

○完了検査、中間検査を必ず受けましょう。

完了検査及び中間検査（階数が3以上である鉄筋コンクリート造の共同住宅など）は法律で義務づけられていますので、下記特定行政庁(受付窓口は市町村)又は指定確認検査機関に申請し、検査を必ず受けてください。なお、検査には手数料が必要となります。

（さらに、岡山県、総社市及び新見市では、鉄骨造の建築物で、一部の特殊建築物のうち階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの、又は延べ面積が1,000㎡を超えるものも中間検査の対象としています。）

建築物等に関する完了検査、中間検査の申請をせず、又は虚偽の申請をした者は、建築基準法第99条第1項第3号の規定により、1年以下の拘禁又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

建築場所	特定行政庁又は指定確認検査機関		電話番号
岡山市	特定行政庁	岡山市 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課	086-803-1446
倉敷市		倉敷市 建設局 建築部 建築指導課	086-426-3501
津山市		津山市 都市建設部 都市計画課	0868-32-2099
玉野市		玉野市 建設部 都市計画課	0863-32-5538
笠岡市		笠岡市 建設部 都市計画課	0865-69-2141
総社市		総社市 建設部 建築住宅課	0866-92-8289
新見市		新見市 建設部 都市整備課	0867-72-6118
備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町		備前県民局 建設部 管理課 建築指導班	086-233-9847
井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町		備中県民局 建設部 管理課 建築指導班	086-434-7160
真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町		美作県民局 建設部 管理課 建築指導班	0868-23-1260
県内全域	指定確認検査機関※	岡山県建築住宅センター(株)	086-243-3266
県内全域		日本ERI(株)岡山支店	086-242-5515
県内全域		ハウスプラス中国住宅保証(株)岡山支店	086-236-1344
県内全域		(株)西日本住宅評価センター岡山支店	086-221-8885
井原市、笠岡市		(有)広島県東部建築確認センター	084-973-8178

※ 岡山県内を主な業務区域とする機関